

令和5年第1回定例会

印西地区衛生組合議会会議録

令和5年2月3日開会

令和5年2月3日閉会

印西地区衛生組合議会

令和5年第1回印西地区衛生組合議会定例会会議録目次

(2月3日)

議事日程	(1)
出席議員	(1)
出席説明員	(1)
出席事務局職員	(1)
開会	(2)
開議	(2)
議事日程の報告	(2)
管理者挨拶	(2)
諸般の報告	(3)
会議録署名議員の指名	(3)
会期の決定	(3)
議案の送付	(3)
議案第1号 印西地区衛生組合個人情報保護に関する法律施行条例	(3)
議案第2号 個人情報保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	(4)
議案第3号 印西地区衛生組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	(5)
議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	(6)
議案第5号 令和4年度印西地区衛生組合一般会計補正予算第2号	(7)
議案第6号 令和5年度印西地区衛生組合分担金の分賦割合について	(9)
議案第7号 令和5年度印西地区衛生組合一般会計予算	(9)
発議案第1号 印西地区衛生組合議会の個人情報保護に関する条例	(13)
閉会	(14)
署名議員	(14)

令和5年第1回印西地区衛生組合議会定例会

議事日程

令和5年2月3日(金)

午後3時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号 印西地区衛生組合個人情報保護に関する法律施行条例
日程第4 議案第2号 個人情報保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
日程第5 議案第3号 印西地区衛生組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
日程第6 議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
日程第7 議案第5号 令和4年度印西地区衛生組合一般会計補正予算第2号
日程第8 議案第6号 令和5年度印西地区衛生組合分担金の分賦割合について
日程第9 議案第7号 令和5年度印西地区衛生組合一般会計予算
日程第10 議案第1号 印西地区衛生組合議会の個人情報保護に関する条例

出席議員(4名)

議長	米井重行議員	副議長	新井茂美議員
1番	梶原友雄議員	2番	玉木実議員

欠席議員 5番 大野信正議員

出席説明員

管理者	板倉正直君	副管理者	橋本浩君
事務局長	稲葉正和君		
局長補佐	藤原宜則君		
管理係長	高橋一茂君		

出席事務局職員

事務局長	稲葉正和君
局長補佐	藤原宜則君
管理係長	高橋一茂君

○事務局（藤原 宜則君）起立。礼。着席。

◎開 会

○議長（米井 重行君）ただ今から、令和5年第1回印西地区衛生組合議会定例会を開会いたします。
本定例会における議員定数は5名、本日の出席議員数4名、よって、定足数に達しておりますので、令和5年第1回印西地区衛生組合議会定例会は成立いたしました。

◎開 議

○議長（米井 重行君）直ちに、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（米井 重行君）本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。
なお、本議会においては、飛沫による新型コロナウイルスの感染を防ぐため、マスク着用のまま発言することを認めます。また発言に際しては、明瞭に発言いただきますよう、よろしく願いいたします。
では始めに、板倉管理者よりご挨拶をいただきます。

◎管理者挨拶

○管理者（板倉 正直君）はい、議長。
○議長（米井 重行君）板倉管理者。
○管理者（板倉 正直君）本日ここに、令和5年第1回印西地区衛生組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには、ご健勝にて、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。
さて、当組合が進めております、次期し尿処理施設建設事業でございますが、現在は、汚泥再生処理センター建設工事にかかる入札事務を執行中であります。なお、この入札に関しては、官製談合等を指摘する投書が、たびたび寄せられています。この投書につきましては、すでに顧問弁護士にも相談をし、その助言に従って対応をしております。また入札事務も、法令に則って執行しており、これらのことは、昨年6月に開催しました臨時議会前の全員協議会にて、議会にご報告させて頂いたとおりでございます。
しかし、私としましては、慎重のうえにも慎重を期して、この大規模建設事業を遂行したいとの考えから、これら投書について、事務局に対して、再度の調査を指示したところであります。その結果につきましては、本議会前の全員協議会にて、事務局より、ご報告申し上げましたとおりです。議会におかれましても、ご意見など頂戴できますれば、幸甚の極みと存じます。
また、地元振興策につきましては、遅滞なく、これを進めており、その主要な振興策である、集会所の建設、道路の整備、農業用排水路の整備につきましては、本年度中に完成の予定となっております。
今後も、当組合管理者としまして、組合の運営をはじめ建設事業の遂行に、万全を期して参りたいと存じます。

さて、本日、私から提案させていただく議案等ですが、

議案第1号 印西地区衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例

議案第2号 個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第3号 印西地区衛生組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第5号 令和4年度印西地区衛生組合一般会計補正予算第2号

議案第6号 令和5年度印西地区衛生組合分担金の分賦割合について

議案第7号 令和5年度印西地区衛生組合一般会計予算

以上、7件となります。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、ご審議のうえ、ご可決下さいますようお願い申し上げます。

◎諸般の報告

○議長（米井 重行君）ありがとうございました。

これより、諸般の報告をいたします。監査委員より現金出納検査結果の報告がありました。お手元に配布の印刷物により、報告に代えます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（米井 重行君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、印西地区衛生組合議会会議規則第96条の規定により、2番玉木実議員及び、4番新井茂美議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（米井 重行君）日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米井 重行君）異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日限りに決定いたしました。

◎議案の送付

○議長（米井 重行君）次に、管理者から議案の送付があり、これを受理いたしましたのでご報告いたします。

◎議案第1号

○議長（米井 重行君）日程第3、議案第1号、印西地区衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例を議題とし、本案について提案理由の説明を求めます。

○事務局長（稲葉 正和君）はい、議長。

○議長（米井 重行君）稲葉事務局長。

○事務局長（稲葉 正和君）それでは、議案第1号、印西地区衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例について提案理由及び内容をご説明申し上げます。

始めに、提案理由ですが、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、個人情報の取扱いが、同法に基づく運用となることから、印西地区衛生組合個人情報保護条例を廃止するとともに、同法の施行に関し必要な事項を定めるものです。

次に内容ですが、個人情報保護法の施行に関し必要な事項として、現行の印西地区衛生組合個人情報保護条例に基づく個人情報の取扱いに係る運用を踏まえて、定めるものです。第1条で趣旨、第2条で条例の定義、第3条で不開示情報、第4条で開示請求に係る手数料、第5条で開示決定等の期限、第6条で開示期限等の期限の特例、第7条で審査会への諮問、第8条で施工状況の公表、第9条で委任を規定し、附則では罰則を規定しております。詳細については、議案のとおりとなり、施行は、令和5年4月1日とするものです。

以上、議案第1号、印西地区衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例についての説明といたします。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（米井 重行君）説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（米井 重行君）質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（米井 重行君）討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

これより、議案第1号を採決いたします。議案第1号、印西地区衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（米井 重行君）挙手全員。よって、議案第1号、印西地区衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号及び議案第3号

○議長（米井 重行君）日程第4、議案第2号、個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とし、本案について提案理由の説明を求めます。

○事務局長（稲葉 正和君）はい、議長。

○議長（米井 重行君）稲葉事務局長。

○事務局長（稲葉 正和君）それでは、議案第2号、個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について提案理由及び内容をご説明申し上げます。

始めに、提案理由ですが、個人情報の保護に関する法律の改正を踏まえ、関係条例について所要の改正を行うものです。

次に内容ですが、関係条例につきましては、印西地区衛生組合情報公開条例と、印西地区衛生組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例の2件について改正するものです。まず、本条例、第1条では、印西地区衛生組合情報公開条例の一部改正となり、開示情報として公務員の氏名を開示していましたが、非開示としたものです。また、個人情報保護条例を引用していた部分を削るものとなります。次に、本条例、第2条では、印西地区衛生組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正となり、審査会の定

義、所掌事務、調査権限に関する規程について、個人情報保護法が適用されることになったことから、現行の運用が継続できるよう実施機関や諮問実施機関、所掌事務などについて規定し、整備するものとなります。詳細については、議案のとおりとなり、施行は、令和5年4月1日とするものです。

以上、議案第2号、個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての説明といたします。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（米井 重行君）説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（米井 重行君）質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（米井 重行君）討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

これより、議案第2号を採決いたします。議案第2号、個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（米井 重行君）挙手全員。よって、議案第2号、個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長（米井 重行君）日程第5、議案第3号、印西地区衛生組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、本案について提案理由の説明を求めます。

○事務局長（稲葉 正和君）はい、議長。

○議長（米井 重行君）稲葉事務局長。

○事務局長（稲葉 正和君）それでは、議案第3号、印西地区衛生組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由及び内容をご説明申し上げます。

始めに、提案理由ですが、地方公務員法の改正を踏まえ、職員の定年の引上げ等所要の改正を行うものです。

次に内容ですが、改正法により新設された、条文の引用箇所を整理するもので、印西地区衛生組合職員の定年等に関する条例は、その第2条において、栄町条例を準用しておりますので、第1条のみの改正となります。詳細については、議案のとおりとなり、施行は、令和5年4月1日とするものです。

以上、議案第3号、印西地区衛生組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についての説明といたします。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（米井 重行君）説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（米井 重行君）質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（米井 重行君）討論なしと認めます。これにて討論を終わります。
これより、議案第3号を採決いたします。議案第3号、印西地区衛生組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います

〔挙手全員〕

○議長（米井 重行君）挙手全員。よって、議案第3号、印西地区衛生組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号及び議案第5号

○議長（米井 重行君）日程第6、議案第4号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とし、本案について提案理由の説明を求めます。

○事務局長（稲葉 正和君）はい、議長。

○議長（米井 重行君）稲葉事務局長。

○事務局長（稲葉 正和君）それでは、議案第4号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について提案理由及び内容をご説明申し上げます。

始めに、提案理由ですが、地方公務員法の改正を踏まえ、職員の定年引上げ等所要の改正を行うものです。

次に内容ですが、本条例、第1条では、印西地区衛生組合職員の分限に関する手続き及び効果等に関する条例の一部改正として、役職定年に達し、給与月額が7割程度となった職員に対する措置を降給として位置付けるものです。

次に、本条例、第2条では、印西地区衛生組合職員の懲戒の手続き及び効果等に関する条例の一部改正として、懲戒処分の現級について、処分の発令後に給与月額が7割程度になった場合の取扱いを定めるものです。

次に、本条例、第3条では、印西地区衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正として、地方公務員法の改正による引用条例について改正するものです。また、再任用制度が廃止されることから、印西地区衛生組合職員の再任用に関する条例を廃止するものとなります。詳細については、議案のとおりとなり、施行は、令和5年4月1日とするものです。

以上、議案第4号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての説明といたします。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（米井 重行君）説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

○2番（玉木 実君）はい、議長。

○議長（米井 重行君） 2 番、玉木実議員

○2 番（玉木 実君） 議案第 4 号について質問いたします。印西市の市議会令和 4 年第 4 回の定例会においても同様の内容がございますので、これは栄町と印西と違いがあるのかどうかだけ確認したいのですが、印西においては、第 1 条の休職等休職及び降給、第 2 条の懲戒、第 3 条の減給、これは、他の市と違って、なかったから一気にここで国の制定と一緒にしようという形になったのですが、これは栄町も同じようになかったから印西市と合わせようという条例なのかそれだけ確認します。

○事務局長（稲葉 正和君） はい、議長。

○議長（米井 重行君） 稲葉事務局長。

○事務局長（稲葉 正和君） ただ今の質問にお答えいたします。印西市にあっても、栄町にあっても、同じ状況でございます。以上でございます。

○2 番（玉木 実君） はい、議長。

○議長（米井 重行君） 2 番、玉木実議員

○2 番（玉木 実君） 印西市と栄町のこの条例に関して、例えば休職、降格、減給、というのは差はなかった。要するに、制定の時間の差があったので印西市と要因では、だから、印西市と栄町ではなかったと認識すればよかったですか。

○事務局長（稲葉 正和君） はい、議長。

○議長（米井 重行君） 稲葉事務局長。

○事務局長（稲葉 正和君） 玉木議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（米井 重行君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（米井 重行君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（米井 重行君） 討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

これより、議案第 4 号を採決いたします。議案第 4 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（米井 重行君） 挙手全員。よって、議案第 4 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長（米井 重行君） 日程第 7、議案第 5 号、令和 4 年度印西地区衛生組合一般会計補正予算（第 2 号）を議題とし、本案について提案理由の説明を求めます。

○事務局長（稲葉 正和君） はい、議長。

○議長（米井 重行君） 稲葉事務局長。

○事務局長（稲葉 正和君）それでは、議案第5号、令和4年度印西地区衛生組合一般会計補正予算（第2号）について、提案理由及び内容をご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。今回の第2号の補正は、歳入歳出予算の補正として、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,973万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億552万9千円とするものでございます。

続きまして、主な内容のご説明をいたします。初めに、歳入歳出予算の補正についてですが、7ページをお開き下さい。歳入でございまして、1款、分担金及び負担金、1項、分担金、1目、衛生費分担金について、5,433万8千円を減額するものです。

これは、歳入では清掃手数料などの歳入予算の増、歳出では光熱水費の増額を含め、職員給与などの減、委託料、工事請負費の契約の執行差額による減、負担金補助及び交付金に係る地元振興策の減など、歳出予算の減額によるものとなります。その内訳は、説明欄にありますように、経常経費分で674万8千円と、建設事業費分で4,759万円を併せて、5,433万8千円を減額するものになります。補正後の分担金算出表は、別添の議案補助資料、別紙1から別紙4のとおりとなっております。なお、この減額につきましては、3月中旬予定の第4期分担金の納入時に調整させていただきます。

続きまして、2款、使用料及び手数料、1項、手数料、1目、衛生手数料になります。これは、搬入される浄化槽汚泥の量が、当初見込みよりも増加していることから、90万9千円を増額するものです。

続きまして、5款、諸収入、2項、雑入、1目、雑入になります。これは、組合預金利子を千円減額し、8ページになりまして、保険事務手数料、放射能賠償金などで、9万5千円を増額するものです。

続きまして、6款、組合債、1項、衛生債、1目、清掃債になります。これは、次期し尿処理施設建設に係る施工監理業務委託と、旧し尿処理施設解体工事に係る契約額が確定したことに伴い、起債の対象事業費も確定したことから、2,640万円を減額するものとなります。

続きまして、歳出ですが、9ページをお開き下さい。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費の2節、給料から4節、共済費につきましては、勤勉手当の率の改定による増はあるものの、人事異動に伴う人件費の減により、給料、183万9千円の減、職員手当等、138万9千円の減、共済費、76万3千円の減など、それぞれ減額補正するものです。

7節、報償費につきましては、今後の支出がないため、1万1千円を減額補正するものです。

10節、需用費、消耗品費につきましては、感染症対策消耗品の購入により、3万7千円を増額補正するものです。

13節、使用料及び賃借料につきましては、例規データベースシステム使用料の使用開始時期が、ずれ込んだことにより14万2千円を減額補正するものです。

14節、工事請負費につきましては、駐輪スペースを確保するため、駐輪場の設置費として30万円を増額補正するものです。総務費の合計で、380万7千円を減額補正するものとなります。

続きまして、10ページ、3款、衛生費、1項、清掃費、1目、し尿処理費になります。3節、職員手当等につきましては、勤勉手当の率の改定により、12万6千円を増額補正するものです。

10節、需用費につきましては、光熱水費について、燃料費の高騰に伴い、268万8千円を増額補正するものです。

12節、委託料につきましては、入札契約差金によるものと汚泥の減量に伴う運搬処分費の減額によるもので、1,279万5千円を減額補正するものです。

14節、工事請負費につきましては、入札契約差金によるもので、6,089万4千円を減額補正する

ものです。

18節、負担金補助及び交付金ですが、地元振興策における生活基盤整備事業の入札契約差金によるもので、505万3千円を減額補正するものです。

衛生費の合計では、7,592万8千円を減額補正するものとなります。全体の合計では、7,973万5千円を減額補正するものでございます。

11ページ以降は、給与費明細書になります。以上、議案第5号、令和4年度印西地区衛生組合一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。ご審議のうえ、ご可決下さいませようお願い申し上げます。

○議長（米井 重行君）説明が終わりましたので、これより質疑を行います。なお、議案第5号、令和4年度 印西地区衛生組合一般会計補正予算（第2号）についての質疑は、2ページの第1表歳入歳出予算補正から、10ページの歳入歳出補正予算事項別明細書にかけて、質疑を行います。質疑の際は、議案名とページ数を述べてからお願いします。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（米井 重行君）質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（米井 重行君）討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

これより、議案第5号を採決いたします。議案第5号、令和4年度 印西地区衛生組合一般会計補正予算（第2号）を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（米井 重行君）挙手全員。よって、議案第5号、令和4年度 印西地区衛生組合一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号及び議案第7号

○議長（米井 重行君）日程第8、議案第6号、令和5年度 印西地区衛生組合分担金の分賦割合について及び日程第9、議案第7号、令和5年度 印西地区衛生組合一般会計予算は関連がありますので、一括議題とし、本案について提案理由の説明を求めます。

○事務局長（稲葉 正和君）はい、議長。

○議長（米井 重行君）稲葉事務局長。

○事務局長（稲葉 正和君）それでは、始めに議案第6号、令和5年度 印西地区衛生組合分担金の分賦割合について提案理由及び内容をご説明申し上げます。

始めに、提案理由ですが、印西地区衛生組規約第12条第2項の規定により、令和5年度の関係市町、印西市、栄町の分担金の分賦割合を定めるものでございます。

次に内容ですが、分担金の分賦割合につきましては、経常経費に係るものと建設事業費に係るものの2種類がございます。まず、経常経費の分賦割合になりますが、経常経費は、人口割合と処理割合の2種類に分かれます。次ページ、別紙1の下段をご覧ください。左の人口割合は、令和4年10月1日現在の構成市町の総人口から、下水道人口を除外した処理人口の割合となります。参考として、下段左に算出数値があります。次に、右の処理割合は、令和3年10月1日から令和4年9月30日までの構成市町のし尿・浄化槽汚泥の処理量の割合となります。参考として、下段右に算出数値があります。1ページ前の議案に戻りまして、中ほど経常経費の人口割合については、印西市87.6%、栄町12.4%、処理割合については、印西市86.0%、栄町14.0%となります。

次に、建設事業費の分賦割合になりますが、建設事業費は、し尿・浄化槽汚泥及びディスポーザ汚泥の処理量の割合を基準としております。2ページ先の別紙2をご覧ください。表の左にあります、し尿・浄化槽汚泥の割合については、経常経費分と同じく、令和3年10月1日から令和4年9月30日までの構成市町の処理量となります。

次に、表の右にあります、ディスポーザ汚泥の処理割合につきましては、次期し尿処理施設の稼働から受入れ処理することになりますので、現在は、計画処理量としており、1日当たり2tを基準として、算出しております。2ページ前の議案に戻りまして、右の建設事業費の処理割合については、印西市86.9%、栄町13.1%となります。

以上、議案第6号、令和5年度印西地区衛生組合分担金の分賦割合についての説明といたします。

続きまして、議案第7号、令和5年度 印西地区衛生組合一般会計予算について、ご説明申し上げます。それでは、予算書の1ページをご覧ください。令和5年度、印西地区衛生組合一般会計予算として、第1条では、歳入歳出予算の総額を3億6,594万1千円とし、第2条では、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の内容を、4ページにあります第2表地方債により示すというものでございます。4ページの地方債の内容ですが、建設工事及び解体工事の施工監理業務委託、旧し尿処理施設解体工事、汚泥再生処理センター建設工事の起債対象事業費の総額75%の借り入れ限度額5,281万7千円で設定しています。

続きまして、予算の内容について、歳入歳出予算、事項別明細書によりご説明いたします。始めに、歳入からご説明いたします。6ページから7ページを、ご覧ください。1款、分担金及び負担金、1項、分担金、1目、衛生費分担金ですが、令和5年度予算の歳出総額から 清掃手数料、繰越金等を控除した2億8,310万3千円で、その内訳は、説明欄にありますように、経常経費分が2億0,340万1千円、建設事業費分が7,970万2千円となっており、分担金総額では、前年度より1億5,881万4千円の減額となっております。

まず、経常経費に係る分担金について、ご説明いたします。議案第7号補助資料、別紙1を、ご覧ください。表の下の、こめじるしに記載してありますように、令和5年度における人口割合費と処理割合費の比率は、人口割合費19.7%、処理割合費80.3%となりますので、経常的経費分の分担金のうち、人口割合費は4,007万円、処理割合費は1億6,333万1千円となります。この数値に、黄色部分に記載の構成市町の人口割合費には、補助資料別紙5上段の印西市87.6%、栄町12.4%の割合を乗じます。一方、処理割合費には、議案第6号補助資料別紙3下段の印西市86.0%、栄町14.0%の割合を乗じます。これにより、議案第7号別紙1に戻りまして、人口割合費は、印西市3,510万1千円、栄町496万9千円処理割合費は、印西市1億4,046万5千円、栄町2,286万6千円となり、構成市町の経常的経費分の分担金は右側の合計で印西市1億7,556万6千円、割合86.3%、

栄町2, 783万5千円、割合13.7%となります。

次に、建設事業費に係る分担金について、補助資料、別紙3を、ご覧ください。建設事業費に係る分担金7,970万2千円に構成市町の割合を乗じます。これにより、合計で、印西市6,926万1千円、割合86.9%、栄町1,044万1千円、割合13.1%となります。なお、分担金総額としては、議案補助資料、別紙6のとおり、茶色の部分の合計で、印西市2億4,482万7千円、割合86.5%、栄町3,827万6千円、割合13.5%となるものでございます。

次に、予算書6ページに戻っていただきまして、2款、使用料及び手数料ですが、過去の搬入実績を基に見込み量を算出したもので、1,603万8千円を計上しております。次に、3款、清掃費 国庫補助金ですが、次期し尿処理施設建設に係る補助として、1,294万3千円を計上しております。次に、4款、財産収入ですが、施設整備事業基金の定期預金利子の運用益として、千円を計上しております。次に、5款、繰越金ですが、前年度と同額の100万円を計上しております。次に、6款、諸収入1項、組合預金利子ですが、千円を計上しております。2項、雑入ですが、保険事務手数料などの雑入で、3万8千円を計上しております。次に、7款、組合債ですが、次期し尿処理施設建設事業債として、5,281万7千円計上しております。次に総額になりますが、5ページに戻りまして、上段をご覧ください。歳入総額、3億6,594万1千円としております。

次に、歳出についてご説明いたします。8ページと9ページを、ご覧ください。まず、1款、議会費ですが、議員報酬として、25万5千円計上しております。次に、2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費ですが、4,163万2千円を計上しております。主な内容ですが、1節、報酬から4節、共済費までを合わせた人件費で、3,402万7千円を計上しています。8節、旅費については、県庁などへの出張旅費によるもので、2万4千円を計上しております。9節、交際費については、組合関係者に係る慶弔費によるもので、5万円を計上しております。10節、需用費では、166万4千円を計上しております。内容としては、消耗品費では、感染症対策用品や防災用品の購入を、光熱水費では、主に電気代を、修繕料では、トラックスケールの修繕などを、計上しております。11節、役務費では、通信費として、65万2千円を計上しております。12節、委託料では、財務会計システム端末機器保守管理業務委託や施設警備業務委託などに要する経費として、361万1千円を計上しております。13節、使用料及び賃借料では、財務会計システム端末機器借り上げ料、給与システム使用料などに要する経費として、139万2千円を計上しております。10ページを、ご覧ください。17節、備品購入費では、新型コロナウイルス感染症対策備品などに要する経費として、17万5千円を計上しております。18節、負担金、補助及び交付金では、各種負担金として3万7千円を計上しております。次に、2款、2項、1目、監査委員費ですが、監査委員報酬として6万6千円を計上しております。

次に、11ページを、ご覧ください。3款、衛生費、1項、清掃費、1目、し尿処理費ですが、3億1,924万7千円を計上しております。本年度の財源内訳ですが、特定財源として、処理手数料1,603万8千円、国庫補助1,294万3千円、財産収入1千円、地方債5,281万7千円、一般財源で2億3,744万8千円となっております。主な内容ですが、2節、給料から4節、共済費までを合わせた人件費で、1,984万9千円を計上しております。10節、需用費では、1億427万3千円を計上しております。内容は、消耗品費では、分析調査用品の購入などに要する経費として、26万円。光熱水費では、主に電気代に要する経費として3,201万9千円。修繕料では、次期し尿処理施設建設までの延命対策として、施設機器整備に要する経費を6,171万円としております。薬品費では、1,028万4千円としております。12節、委託料では、施設運営に係る各種委託や次期し尿処理施設建設に係る業務

委託など、これらに要する経費として、5,274万5千円を計上しております。次に、予算書12ページを、ご覧ください。13節、使用料及び賃借料は、汚泥処分に係る現地確認に要する経費として、1万4千円を計上しております。14節、工事請負費では、1億1,567万円を計上しております。一つは、旧し尿処理施設解体工事ですが、平成4年度、5年度の継続事業の2年目で、掘削や埋め戻し、石綿混入廃棄物処理、地下構造物 解体撤去に要する経費として6,067万円。2つとして、汚泥再生処理センター建設工事になりますが、3ヶ年の継続事業の1年目として、5,500万円を計上しているものです。18節、負担金、補助及び交付金ですが、次期し尿処理建設事業に係る 地元振興策の負担金などに要する経費として、計2,669万5千円を計上しております。24節、積立金は、施設整備 事業基金の定期預金利子として、1千円を計上しております。

次に、4款、公債費ですが、224万1千円を計上しております。令和5年度より、旧し尿処理施設解体工事の起債に係る利子として、84万7千円が新たに加わったものとなります。

次に、予算書13ページを、ご覧ください。5款、予備費でございますが、250万円を計上しております。5ページに戻りまして、歳出、総額は、3億6,594万1千円としております。なお、14ページ以降につきましては、給与費明細書 並びに継続費、債務負担行為及び地方債に関する調書でございます。

以上で、議案第7号、令和5年度印西地区衛生組合一般会計予算の説明といたします。ご審議のうえ、ご可決下さいませようお願い申し上げます。

○議長（米井 重行君）説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑は一括で行います。

なお、議案第7号、令和5年度印西地区衛生組合一般会計予算の質疑は、2ページの第1表歳入歳出予算から、13ページの歳入歳出予算事項別明細書にかけて行います。質疑の際は、議案名とページ数を述べてからお願いします。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（米井 重行君）質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。討論は、議案ごとに行います。始めに、議案第6号、令和5年度印西地区衛生組合分担金の分賦割合についての討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（米井 重行君）討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

これより、議案第6号を採決いたします。議案第6号、令和5年度印西地区衛生組合分担金の分賦割合についてを、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（米井 重行君）挙手全員。よって、議案第6号、令和年度印西地区衛生組合分担金の分賦割合については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、令和5年度 印西地区衛生組合一般会計予算の討論を行います。討論ございません

か。

〔「なし」の声あり〕

○議長（米井 重行君）討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

これより、議案第7号を採決いたします。議案第7号、令和5年度印西地区衛生組合一般会計予算を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（米井 重行君）挙手全員。よって、議案第7号、令和5年度印西地区衛生組合一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎発議案第1号

○議長（米井 重行君）日程第10、発議案第1号、印西地区衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例を議題とし、本案について提案理由の説明を求めます。

○4番（新井 茂美君）はい、議長。

○議長（米井 重行君）4番、新井茂美議員。

○4番（新井 茂美君）4番議員、新井茂美です。発議案第1号、印西地区衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例について、提案理由を申し上げます。本発議案につきましては、大野信正議員とともに提出するものです。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の改正に伴い、地方公共団体の執行機関には、同法が直接適用されることとなりますが、地方議会は、国会や裁判所と同様に、その独立性を確保するという考え方から、同法の適用対象外とされました。そして、地方議会における個人情報の取扱いは、法形式や規律の内容も含め、その自立的な対応に委ねることとされました。

このため、組合議会でも、議会における個人情報保護に関する制度について、新たに条例を制定する必要が生じたことから、本条例案を提案するものです。内容につきましては、お手元に配布させて頂いたとおりとなります。なお施行期日につきましては、令和5年4月1日からとしております。

議員各位のご賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。以上、よろしく申し上げます。

○議長（米井 重行君）説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（米井 重行君）質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（米井 重行君）討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

これより、発議案第1号を採決いたします。発議案第1号、印西地区衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（米井 重行君）挙手全員。よって、発議案第1号、印西地区衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例は、原案のとおり可決されました。

◎閉 会

○議長（米井 重行君）以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。これをもって、令和5年第1回印西地区衛生組合議会定例会を閉会いたします。なお、執行部におかれましては、本日の議決結果を速やかに執行されますようお願いいたします。

それでは皆様、大変お疲れ様でした。

○事務局（藤原 宜則君）起立。礼。

午後4時30分閉会

上記会議録を証するため、下記署名いたします。

令和5年3月7日

議 長 米井 重行

署名議員 玉木 実

署名議員 新井 茂美